

令和8年6月1日

保護者 様

豊田市立猿投中学校長
後藤 誠二

**暴風警報・特別警報等が発令された場合
および地震発生時の対応について（確認）**

みだしのことについて、豊田市から出された対応マニュアルに基づいて作成しました。ご確認いただくとともに、本紙を大切に保管いただくよう、よろしくお願いいたします。

- 1 愛知県全域・愛知県西部・西三河北西部・豊田市西部に「暴風警報」「特別警報」が発令
 - ① 午前6時までに解除された場合
⇒ 平常通り授業を行います（給食はあります）。
 - ② 午前6時を過ぎて解除されていない場合
⇒ その日は休業日（家庭学習日）となります。
 - * 土砂災害や河川の氾濫に関する気象情報等により、猿投地区または保見地区に豊田市から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合も、上記に準じます。
 - * 上記①の場合においても、道路の冠水や河川の増水等により、通学路が危険であったり、通行不可能と判断されたりした場合は、登校を見合わせて家庭で待機させるとともに、学校へ連絡してください。その場合は、遅刻等の扱いにはしません。
 - * 警報の発令や解除等、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通して、正しい情報の収集に努めてください。
 - ③ 登校後に発令された場合
⇒警報発令時の気象状況や通学路の安全を確認した上で、授業を中止し、速やかに一斉下校させます。
⇒授業時間内に下校させる場合は、きずなネットで情報を提供後に下校させますが、保護者が不在で家に入れないと申し出た生徒は、学校で待機させます。学校から保護者へ連絡を入れますので、できる限り早めの対応をお願いします。
- ★ 「特別警報」とは、数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合に、「大雨」「暴風」「高潮」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表されるものです。
- ★ 「大雨警報」「洪水警報」の場合は、上記に該当しないため、原則として平常授業を行います。ただし、登下校の安全確保ができない場合は自宅待機し、その旨を学校へ連絡してください。
- ★ 気象予報区分については、裏面をご覧ください。
- 2 豊田市内で「震度5弱以上の地震」が発生した時
 - ① 登校前に発生した場合
⇒ 学校から指示があるまで「自宅待機」とします。
 - ② 登校後に発生した場合
⇒ 各学年教員の引率による集団下校あるいは保護者のお迎えによる下校とします。（家庭連絡カードに記載された方法で対応する）

